



# 秋の 火災予防運動



全国統一防火標語

「お出かけはマスク戸締り火の用心」

期間 10月15日(土)~10月31日(月)

これからは、気温が下がり、冬に向けて暖房器具を使用する機会が増え、火災が発生しやすい時季をむかえます。暖房器具を使う前は、十分に点検を行いましょう。また、放火火災を防ぐため、家の周りには燃えやすいものを置かないようにしまししょう。

## 住宅用火災警報器の設置と維持管理を！

**設置義務です**  
住宅用火災警報器



10年経ったら交換しまししょう



住警器設置で  
安全な暮らし



裏面の「住宅防火いのちを守る10のポイント」をご覧ください。

# 住宅防火

## いのちを守る10のポイント

様々な火災の中でも、特に住宅で発生する火災で多数の死者が出ており、その出火原因はたばこ、ストーブ、こんろ、電気機器など、生活する上で身近にある機器が多くを占めます。

日頃から取り組んでいただく住宅防火対策として、4つの習慣、6つの対策からなる「住宅防火いのちを守る10のポイント」を取りまとめました。

是非、ご家族の皆様で住宅火災からいのちを守るための対策をご確認ください。

### 4つの習慣



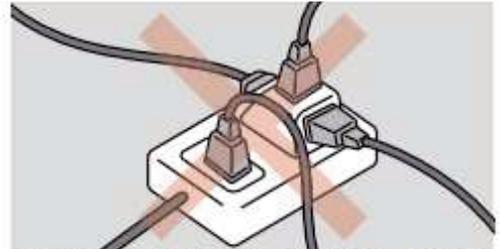
①寝たばこは絶対にしない、させない



②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない

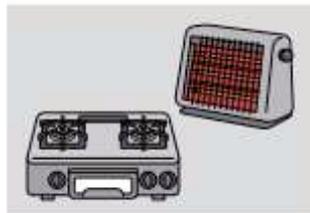


③こんろを使うときは火のそばを離れない



④コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

### 6つの対策



①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する



④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確認し、備えておく



⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

防火に関する  
相談はお気軽に！

裏面も見てね！



### ◎相談先電話番号

消防本部予防課 33-0990  
消防署防火推進課 33-0991  
消防署島松出張所 36-8439  
消防署南出張所 34-9111